

聖籠町告示第十七号

聖籠町骨髓移植ドナー支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成二十五年三月二十一日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町骨髓移植ドナー支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第一条 この告示は、骨髓・末梢・血幹細胞移植の推進を目的として、財団法人骨髓移植推進財団(以下「財団」という。)が実施する骨髓バンク事業において、骨髓・末梢血幹細胞提供者(以下「ドナー」という。)となった町民に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、聖籠町補助金等交付規則(平成二十三年聖籠町規則第三十三号)に規定するもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象)

第二条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- 一 財団が実施する骨髓バンク事業において骨髓・末梢血幹細胞の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受けた者

二 聖籠町に住所を有する者

(補助の内容及び補助金の額)

第三条 町長は、前条で定める対象者に対し、骨髓・末梢血幹細胞の提供のための次の各号に掲げる通院、入院等に要した日数について、一日につき二万円の補助金を交付する。ただし、骨髓・末梢血幹細胞の採取術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のための通院及び入院を除く。

- 一 健康診断に係る通院
- 二 自己血貯血に係る通院
- 三 骨髄・末梢血幹細胞の採取に係る入院
- 四 その他骨髄・末梢血幹細胞の提供に関し、財団が  
要と認める通院、入院及び面談等

(補助金の交付申請)

第四条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、聖籠町骨髄移植ドナー支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(別記様式第一号)を町長に提出しなければならぬ。

(申請期限)

第五条 補助金の交付申請は、第三条に掲げる通院、入院等が完了した日から起算して九十日以内に行わなければならない。ただし、町長がやむを得ないと認める場合については、この限りでない。

(交付決定通知等)

第六条 町長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、すみやかにその内容を審査して補助金の可否を決定し、補助金を交付すると決定した者に対しては、聖籠町骨髄移植ドナー支援事業補助金交付決定通知書兼額確定通知書(別記様式第二号)により通知し、不交付を決定した者に対しては不交付の旨を通知する。

(その他)

第七条 この告示に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

年 月 日

聖籠町長 様

申請者 住所 聖籠町 番地  
氏名 ⑩

聖籠町骨髄移植ドナー支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

年度聖籠町一般会計による補助金の交付を受けたいので聖籠町骨髄移植ドナー支援事業補助金交付要綱第 4 条の規定に基づき関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 事業の目的及び事業内容 骨髄・末梢・血幹細胞移植の推進
- 2 交付申請額 \_\_\_\_\_ 円
- 3 事業の実績 骨髄・末梢血幹細胞提供に要した通院、入院等の日数 \_\_\_\_\_ 日
- 4 添付書類 事業の実施を証明する書類 (財団法人骨髄移植推進財団が発行する証明書等)
- 5 その他 (特記事項)  
補助金の受取方法  
①口座振込

金融機関名	本店支店名	預金種別	口座番号	口座名義人
		普通・当座		

聖籠町指令第 号

年 月 日

様

聖籠町長



聖籠町骨髓移植ドナー支援事業交付決定通知書兼額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった件について審査した結果、内容を適当と認め下記のとおり確定したので、聖籠町骨髓移植ドナー支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき通知します。

記

1 補助金交付確定額 \_\_\_\_\_ 円

2 補助金の交付期日及び方法 \_\_\_\_\_ 年 月 日口座振込